

「横手市若者交流促進事業業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

1. 件名

横手市若者交流促進事業業務委託

2. 業務内容

本業務は、「横手市若者交流促進事業」の実施により若い世代の結婚への関心を高め、もって婚姻数の増加に資することを目的とする。詳細は「横手市若者交流促進事業業務委託仕様書」のとおり。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

4. 履行場所

横手市全域

5. 契約上限額（消費税相当額を含む）

5, 500, 000円

6. プロポーザルを実施する理由

優れた企画力、経験、実績等を有し、独創的なイベントを開催することができる事業者を選定するため。

7. 参加資格者の条件

次に掲げる①から⑨のすべての要件をみたすこと

①成年被後見人、被保佐人及び被補助人でないこと。

②関係法令の規定による営業又は業務停止の処分を現に受けている者でないこと。

③市税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと。

④破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

⑤代表者等又はその経営に事実上参加している者が、集团的又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者でないこと。

⑥申請日現在において、申請する本社又は営業所等で引き続き1年以上営業していること。

⑦申請書に虚偽の記載又は重要な事実及び事項に関し記載漏れがないこと。

⑧横手市入札参加資格者名簿（物品・役務）の「催事関係業務」に登載されていること。

⑨過去に自治体と連携し、仕様書に定める業務内容と同規模の男女の出会いイベントを開催した実績があること。

8. スケジュール

公表	令和7年4月17日
参加意向申出書の提出期限	令和7年5月2日
入札参加資格申請書の提出期限	令和7年5月2日
提出要請書の送付	令和7年5月15日
質問受付締切期限	令和7年5月22日
質問回答	令和7年5月29日
提案書の提出期限	令和7年6月12日
評価委員会の開催	令和7年6月4週目～7月1週目

9. 参加手続

①提出及び問合せ先

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号本庁舎3階

横手市役所総務企画部経営企画課内

TEL：0182-35-2164 FAX：0182-33-6061

E-mail：kikaku@city.yokote.lg.jp

②参加意向申出書（様式第1号）の提出期限

ア. 提出期限 令和7年5月2日（金）午後5時まで（必着）

イ. 添付書類 業務実績調書（様式第2号）

会社等の概要（任意様式）

③提案資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の送付

ア. 通知日 令和7年5月15日（木）までに行う

イ. その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横手市が通知を発送した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書を提出先に提出しなければならない。横手市は、当該書面を受領した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

④質問書（様式第3号）の提出期限

令和7年5月22日（木）午後5時まで（必着）

⑤質問回答日及び方法

令和7年5月29日（木）までに横手市ホームページに掲載する。

10. 評価委員

（1）名称 横手市若者交流促進事業業務委託に係るプロポーザル評価委員会

（2）委員構成

- ・横手市総務企画部長
- ・横手市財務部財政課長
- ・横手市総務企画部経営企画課長
- ・横手市総務企画部経営企画課課長代理

11. 評価、評価方法

(1) 提案書の内容

①企画提案書表紙（様式第4号）

②企画提案書（任意様式）

企画提案内容は、業務の実施方針、個人の魅力向上セミナーや実践的なスキルアップ講座の内容、日程及び会場、予定講師の経歴、広報及び周知方法、アンケート調査の方法等を明記するものとする。その他、当該業務に関してアピールしたい内容があれば明記する。

③業務実施体制表（様式第5号）

④見積書（見積内訳書を含む）（任意様式）

(2) 提案書の提出

①提出部数 正本1部、副本8部

②提出先 「9. 参加手続 ①提出及び問合せ先」に記載のとおり

③提出期限 令和7年6月12日（木）午後5時まで（必着）

④提出方法 持参又は郵送

(3) 評価事項

①業務実績等

②業務実施体制

③提案内容の妥当性、実現性等

④①から③までに掲げるもののほか、当該業務に対する意欲等

(4) 提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリング

①実施日時 令和7年6月4週目～7月1週目を予定

②実施場所 横手市中央町8番2号 横手市役所本庁舎3階

③所要時間 30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）

④その他 時間等詳細については、別途通知

1 2. 評価基準、配点

①基本的評価事項

		評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価の換算式	評価点
一次審査 （書類審査）	実施体制・業務実績等	事業者の実績等	過去 10 年間の同種又は類似業務の実績	10		配点×評価/5	
二次審査 （ヒアリング）	提案内容	全般的事項	仕様書の内容を理解し事業内容及び見積金額を提案しているか。	10		配点×評価/5	
		地域特性の把握	横手市の地勢や人口分布等についての的確に把握・整理できているか。	10		配点×評価/5	
		分析方法	横手市の若者交流イベントの課題を的確に把握・整理するための分析方法となっているか。	20		配点×評価/5	
		課題の整理	課題解決に向けた考え方が整理され、具体的な取り組み案となっているか。	20		配点×評価/5	
		提案内容の有益性	横手市の若者交流イベントの課題を考慮した上での取組の提案や業務手法の提案となっているか。その提案内容が横手市にとって有益なものであるか。	15		配点×評価/5	
	ヒアリング	業務実施体制	業務遂行のための適切な人員配置がなされ、それぞれの役割分担が明確であるか。	10		配点×評価/5	
		取組意欲	本業務に対する取組意欲が高く、熱意を感じられるか。	5		配点×評価/5	
評定の合計				100			点

備考

- 各評価項目について、A～Fの6段階評価を行うことを標準とする。
- 評価は各項目5点満点とし、A＝5点、B＝4点、C＝3点、D＝2点、E＝1点、F＝0点とする。【例えば、配点10点の項目の場合】
 評価がAであれば、評価点は $10 \times 5 / 5 = 10$ 点
 評価がBであれば、評価点は $10 \times 4 / 5 = 8$ 点
 評価がCであれば、評価点は $10 \times 3 / 5 = 6$ 点
 評価がDであれば、評価点は $10 \times 2 / 5 = 4$ 点
 評価がEであれば、評価点は $10 \times 1 / 5 = 2$ 点
 評価がFであれば、評価点は $10 \times 0 / 5 = 0$ 点
- 一次審査は提出書類の内容により事務局が事前に採点を行う。
- 二次審査は評価委員の評価点の平均値を評価点とする。
- 評価点の合計が同点となった場合は、評価委員長が最優秀提案事業者を決定する。

②評価の視点

	評価項目	評価の着目点	評価					
			A	B	C	D	E	F
一次審査	事業者の実績等	過去 10 年間の同種又は類似業務の実績	実績が 5 件以上 (うち県内の実績が 2 件以上)	実績が 4 件以上 (うち県内の実績が 1 件以上)	実績が 3 件以上	実績が 2 件以上	実績が 1 件	—
二次審査	全般的事項	仕様書の内容を理解し事業内容及び見積金額を提案しているか。	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当でない	妥当でない	極めて妥当でない
	地域特性の把握	横手市の地勢や人口分布等についての的確に把握・整理できているか。	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当でない	妥当でない	極めて妥当でない
	分析方法	横手市の若者交流イベントが抱える課題を的確に把握・整理するための調査手法、分析方法となっているか。	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当でない	妥当でない	極めて妥当でない
	課題の整理	課題解決に向けた考え方が整理され具体的な取り組み案となっているか。	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当でない	妥当でない	極めて妥当でない

	提案内容の有益性	横手市の若者交流事業の課題を考慮した上での取組の提案や業務手法の提案となっているか。その提案内容が横手市にとって有益なものであるか。	極めて有益である	有益である	おおむね有益である	やや有益でない	有益でない	全く有益でない
	業務実施体制	業務遂行のための適切な人員配置がなされ、それぞれの役割分担が明確であるか。	人員配置が適切かつ役割分担も明確である	—	人員配置が適切又は役割分担が明確である	—	A、Cに該当しない	—
	取組意欲	本業務に対する取組意欲が高く、熱意を感じられるか。	極めて十分である	十分である	やや十分である	やや不足している	不足している	極めて不足している

備考

1. 応募者が5者を超える場合には、一次審査の評価点の上位5者に対してヒアリングを行うものとする。
2. 表中「—」は、評価段階として採用しないことを示す。

1 3. 失格事由

- ①提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ②提案書作成に指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの。
- ③提案者に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥このプロポーザルに関し、評価委員等との接触があった者
- ⑦提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった者

1 4. 提案者が1者又はない場合の取扱い

- ①提案者が1者の場合でも、このプロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基準点（70点）以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
- ②提案者がない場合には、このプロポーザルを中止するものとする。

1 5. 選定、非選定結果の通知方法等

- ①通知日 令和7年7月4日（金）までに行う。
- ②その他 選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横手市が通知を発送した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先に提出しなければならない。横手市は、当該書面を受領した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

1 6. 選定結果の公表方法等

- ①選定結果の公表
契約締結後、契約結果の公表を併せて行うこととし、横手市ホームページ上に掲載するほか、他の方法でも行うことができる。
- ②提案に関する機密の保持
提案された資料の内容については、他者に知られることのないように取り扱う。ただし、事前に提案書を公表する場合があることについて明示している場合は、この限りでない。
- ③情報公開の対応
開示請求があった場合には、個人情報や業者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、公開となる。